

経営診断受診促進事業助成金交付要綱

令和3年5月11日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)が会員事業者(以下「会員」という。)に経営診断を促進するための助成金の交付に関して、必要事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 兵ト協会員であること。

(交付額及び上限等)

第3条 経営診断の助成金交付額は、次のとおりとする。

- 1 経営診断に係る直接費用とし、160,000円を上限とする。
- 2 診断士の出張旅費は、上限(東京往復 30,000円・大阪往復 3,000円・県内 なし)とする。
- 3 助成回数は、事業年度に於いて1事業者1回限りとする。

(申請方法、提出書類)

第4条 会員が経営診断を受診しようとする時は、兵ト協に受診の可否を事前に確認した上で、様式1「一般的経営診断受診申込書」(以下「申込書」という。)を兵ト協に提出し、承認を得なければならない。

2 兵ト協は、会員から申込書の提出を受けた場合は、診断士の依頼等経営診断に係る実施手配を行い、様式2「経営診断受診申込受付通知書」により、当該会員に通知するものとする。

(診断終了後の交付申請方法)

第5条 受診会員が、助成金の交付を受けようとする時は、受診完了後、すみやかに様式3「経営診断受診促進助成金交付申請書(請求)」に次の資料を添付し、提出するものとする。

- 「経営診断(現地調査等)完了報告」様式4
- (2) 「経営診断報告書」の表紙及び目次(写し) ※【申請後でも可】
- (3) 経営診断受診後調査票
- (4) 経営診断に係る請求書(写し) ※【直接費用、旅費等が明記してある請求書】

(申請受付期間)

第6条 受付期間は、令和3年4月1日から令和4年2月10日までとする。

ただし、期間中であっても予算総額に達した場合は、受付を締め切るものとする。

(診断内容等)

第7条 助成する対象は、会員のうち中小トラック運送事業者とし、専門家による総合的な経営診断および経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者とする。

2 経営診断は、次に掲げる資料を基に、経営実態の把握と課題を抽出することができる診断とする。

(1) 過去3年の決算書若しくは営業報告書

(2) 診断士から求められる資料(自己診断チェックリストを含む)

3 兵ト協の診断に代えて公益社団法人全日本トラック協会(以下、「全ト協」という。)の標準経営診断システムによる総合的な経営診断を受診することもできる。

但し、この場合、受診に際しては、全ト協の経営診断受診促進事業助成金交付要綱を適用する。

(附 則)

本要綱は、令和3年4月1日に遡及する。